

第205回仙台市都市計画審議会 議事録

日時：令和2年6月3日（水）午後2：00～

場所：TKPガーデンシティ仙台勾当台ホール2

事務局

定刻となりましたので、これより審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に座席表と仙台市都市計画審議会委員名簿、また、参考資料として本日の議案説明の資料をお配りしております。

また、画面上のスクリーンの文字が小さい場合がありますので、参考資料としてパワーポイントの資料を別途用意させていただいております。なお、製本されております議案書につきましては、事前にお配りしてございます。もし本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせ願います。ほかに不足分などありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策と事務局からのお願いがございます。本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応として、Web会議システムを併用した審議会とさせていただきます。会議室内の委員の皆様におかれましては会場前のスクリーンまたは先ほどの配付資料をご覧ください、Web会議システムでご参加の委員の皆様におかれましてはパソコンまたはタブレット等の画面、または事前にご送付させていただきました資料をご覧ください。

会議室内の委員の皆様及び市職員につきましては、飛沫感染防止対策としてマスクの着用をお願いしております。

傍聴される皆様におかれましても、マスク着用のご協力、または咳エチケットの徹底をお願いいたします。

本日の審議会は今年度初めての開催でございます。そのため、審議に先立ちましてお時間をいただき、事務局から新委員のご紹介、会長の選出についてご説明をさせていただきます。

初めに、新委員についてご紹介いたします。委員名簿をご覧ください。学識経験者の委員の皆様の任期が令和2年3月31日に満了したことに伴いまして、名簿に記載しております8名の皆様を4月1日付で委員として委嘱させていただきました。このうち、奥村委員、姥浦委員、多田委員、高橋委員、今野委員、佐々木委員の6名の皆様につきましては再任でございます。

そして今回、新たに東北大学大学院教授の福嶋路委員、仙台弁護士会の菅野芳人委員に委員委嘱をいたしております。

なお、本日の審議会の出席につきましては、福嶋委員、菅野委員より、ご都合のため欠席とご連絡をいただいております。

続きまして、代理出席についてご報告いたします。本日、東北運輸局長の吉田委員の代理として東北運輸局交通政策部計画調整官の山口智様、東北地方整備局長の佐藤委員の代理として東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長の外崎高広様、宮城県警察仙台市警察部長の内海委員の代理として宮城県警察仙台市警察部庶務課長の佐近正弘様にご出席いただいております。

なお、今回Web会議システムによるご参加は、お手元の座席表の左上段にありますWeb参加と書いております、多田委員、高橋委員、今野委員、佐藤委員、齋藤委員の5名の皆様となっております。

それでは、次に会長の選出に移らせていただきます。

仙台市都市計画審議会条例の規定に基づきまして、会長は学識経験者の委員の中から選ぶこととなっております。

委員の皆様方から自薦、あるいはご推薦などのご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。姥浦委員、どうぞ。

姥浦委員

東北大学の奥村先生は、前の本審議会の会長でもいらっしゃいまして、また現在、総合計画審議会の会長を務めていらっしゃることから、できましたら奥村委員に引き続き会長の就任をご了承いただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ありがとうございました。ただいま姥浦委員より、奥村委員を推薦するとのご提案がございました。ほかに皆様、ございますでしょうか。

改めまして、それでは委員の皆様にお諮りしたいと思います。奥村委員に会長をお願いするという案につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

一 同

異議なし。

事務局

ありがとうございました。それでは、委員の皆様のご承諾をいただきましたので、奥村

委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、奥村委員には会長席のほうへお移りいただき、引き続きご挨拶を頂戴したいと思います。

また、仙台市都市計画審議会条例により、審議会会長が会長代行を指名することとなっておりますので、会長代行の指名につきましてもよろしく願い申し上げます。

それでは、奥村会長、お願いします。

奥村会長

ただいまご推挙いただきました東北大学の奥村でございます。

推薦をいただきましたので、謹んでお受けしたいと思います。

いろんな所で皆さんに大変お世話になってはいますが、このコロナウイルスのあり方も含めて、都市のあり方自体が、今考えなければいけない時期に来ているということもありますが、皆さんのご協力を得ながら、よい街にしていくということで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

さて、審議会の条例によりますと、会長代行を指名しなければならないということがございますので、姥浦委員を指名させていただきたいと思っております。姥浦委員、いかがでしょうか。

姥浦委員

はい、よろしくお願いいたします。

奥村会長

では、会長代行は姥浦委員をお願いするということで、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、審議会運営要綱の規定に基づきまして、奥村会長に議長として議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、奥村会長、進行をよろしくお願いいたします。

奥村会長

それでは、ただいまより第205回仙台市都市計画審議会を開会いたしたいと思います。

事務局からの連絡で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についていろいろとお願いがございましたので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

私のほうからは、円滑な進行のために質疑等の発言を簡潔に行うなどのご協力をお願いしたいと思っております。

次に、会の成立に関する件でございますけれども、本日は先ほどご報告がありましたように福嶋委員、菅野委員が欠席されておりますけれども、定足数を満たしており、会は成立しております。

ここで、会議の公開・非公開について確認をいたします。本日の審議について、これまでどおり原則として公開といたし、特定の個人を識別し得る情報等を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とするということによろしいでしょうか。

一 同

はい。

奥村会長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、傍聴人の方へのお願いでございます。受付でお配りしました「会議の傍聴に際し守っていただきたい事項」の遵守事項をお守りの上、発言などはなさらず静粛に傍聴くださいますようお願いいたします。また、傍聴席以外に立ち入らないようお願いいたします。

なお、事務局から説明がありましたように、マスクの着用のご協力、あるいは咳エチケットの徹底をお願いいたします。

次に、今回の議事録の署名ですけれども、今野薫委員と庄司俊充委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次にまいります。

それでは、審議に入ります前に、前回までの都市計画審議会議案の処理経過につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

都市計画課長

前回までの処理状況についてご報告いたします。

お手元に配付しております議案書の2ページをご覧ください。

第204回審議会でご審議いただきました岩切地区における区域区分及び用途地域の変更の案件につきましては、令和2年5月15日に告示しております。

処理状況については以上でございます。

奥村会長

今の事務局からの報告に何か質問等はございますでしょうか。

一 同

なし。

奥村会長

ありがとうございます。

では、本日の審議に入りたいと思います。本日の議案は1件でございます。

それでは、議案第1015号建築基準法第51条ただし書き許可について、説明をお願いいたします。

建築指導課長

建築指導課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1015号建築基準法第51条ただし書き許可につきましてご説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。建築基準法第51条では、卸売市場、ごみ焼却場などの処理施設の敷地の位置は、都市計画決定した位置、もしくは都市計画決定していない場合は、ただし書きの規定によりまして都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可したものの、または一定規模の範囲内の施設でなければ新築・増築はできないものになってございます。

処理能力につきましては後ほどご説明いたしますが、本案件につきましては敷地の位置が都市計画決定しておりませんので、ただし書きの規定により、都市計画審議会に付議するものになります。

2ページ目をご覧ください。位置図になります。申請者は株式会社東北バイオフィードリサイクルになります。東北バイオフィードリサイクルは、J&T環境、JR東日本、東京ガス、東北鉄道運輸が出資して設立する合弁企業でございます。

敷地の位置は、仙台市中心部から東に約11キロ、宮城野区蒲生一丁目、蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内になります。東日本大震災により災害危険区域に指定され、防災集団移転が行われた地域であり、その後、本市の災害復興計画において港地区復興特区ゾーンの一部として位置づけられ、現在は区画整理事業により新たな産業集積の推進を目指す都市基盤の再整備を進めております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。敷地周辺の土地利用状況になります。赤色で示された部分が計画地になります。現在、敷地周辺には物流倉庫、工場、商社などが立地しております。

4ページ目をご覧ください。計画地の現状写真になります。向かって右側が北の方向になります。敷地は細長い扇形で、敷地面積は約1万1,000平方メートルであり、東側は幅員21メートルの都市計画道路に接しております。

5ページ目をご覧ください。配置図になります。施設は店舗などから発生する食品廃棄物と食品製造工場から発生する残渣を処理する施設で、一般廃棄物及び産業廃棄物の破碎、発酵、脱水の処理を行います。残渣とは、食品製品として利用できず、余ったもののことをいいます。敷地の建築物は、色がちょっと見えにくいですが、黄色で示す部分になります。資料の右側から処理棟、水処理棟、事務所の3棟になります。大型設備として、発酵槽、ガスホルダーがございます。許可に関わる処理施設は、赤色で示しております破碎機、発酵槽、脱水機となります。

続きまして、6ページ目をご覧ください。処理過程をフロー図にしたものでございます。一般廃棄物及び産業廃棄物は、破碎機により廃プラスチック類を分離し、発酵槽へ送られた廃棄食品は発酵処理によりメタンガスと汚泥になります。汚泥は脱水機で処理された後、搬出され処分となりますが、将来的に利活用する計画であると伺っております。脱水により分離された液体はろ過処理された後、公共下水道へ排水されます。本施設は、廃プラスチック類は再資源化、汚泥は処分、メタンガスは発電に利用する計画となっております。

7ページ目をご覧ください。施設の処理能力になります。位置の制限を受ける処理施設は、1日当たりの処理能力によって決まります。一般廃棄物につきましては1日当たりの処理能力が5トン以上、工業地域の産業廃棄物である廃プラスチック類の破碎処理につきましては1日当たりの処理能力が6トンを超えるもの、汚泥の脱水処理能力につきましては1日当たりの処理能力が30立方メートルを超えるものが対象となります。本施設は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに1日当たりの処理能力に関する規定を超えることから、許可を要するものとなっております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。廃棄された食品リサイクルのイメージとなります。赤線で囲まれたものが本申請の対象施設になってございます。青の矢印の実線で示された部分につきましては、事業開始後、本施設の搬出入が決定している部分になります。点線の矢印につきましては、今後、供給先と調整しながら決定していくものとなります。

施設は、店舗、食品製造工場から廃棄された食品を受け入れ、発酵処理によりメタンガ

スをつくり出し、バイオマス発電により再生エネルギーとして利用されます。副産物として生成された汚泥は、脱水処理された後、場外搬出され処分となりますが、汚泥の有効活用方法として肥料化に向けた研究を重ねた後、近くの農場や観光果樹園に提供していくと伺っております。さらに観光果樹園でつくられた果物等は、市場や工場に提供され、食品による地域循環を目指すものになります。

続きまして、9ページ目をご覧ください。建築基準法第51条ただし書きでは、「敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合」と定めていますが、許可の要件までは規定されておられません。許可の審査では、用途地域等との整合、周辺環境への配慮、周辺交通への影響などが判断項目と考えております。

10ページ目をご覧ください。本計画地の用途地域は工業地域であり、本市の都市計画マスタープランにおける工業、流通、研究区域に位置し、本施設が立地する場所としては他の区域と比べても適しております。また、当地区では、防災集団移転によって住宅が移転した跡地を市が買い取り、土地区画整理事業によって産業集積を進めており、本施設もその一つとなります。計画地の周辺の土地利用につきましては、物流倉庫、工場などとなっております。また、災害危険区域内であることから、今後も住宅の立地はないことから支障がないものと考えております。

11ページ目をご覧ください。周辺環境への配慮について説明いたします。騒音につきましては、低騒音型機器を採用し、遮音性の高い壁材を使用し、騒音を軽減いたします。振動につきましては、振動による共振を抑制する基礎構造とし、防振ゴムやマットにより振動を軽減いたします。大気につきましては、窒素酸化物の低排出型エンジンを採用し、臭気に対しましては、施設を負圧とすることで臭気の漏洩を防止し、適切に脱臭処理をしてから排気をいたします。

12ページをご覧ください。本計画地で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められた環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に従い、建設後に発生する騒音、振動、大気、臭気を予測しており、結果は条例に基づく規制基準値に収まっております。

13ページをご覧ください。周辺交通量への影響です。一般廃棄物、産業廃棄物の運搬経路につきましては、搬入ルートを赤い色、及び搬出ルートを黄色の矢印で示しております。本計画により搬入経路となる①の主要幹線道路に対し、搬出入車両が1日当たり34台であり、既存交通量5,812台に対し約0.6%の微増であるため、影響はほとんどないものと考えております。

以上のことから、用途地域等に照らし、周辺環境への配慮がなされ、周辺交通量への影響が少ないことから、敷地の位置が都市計画上支障がないと思われまます。

これで説明を終わります。審議をよろしくお願いいたします。

奥村会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、この内容につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

鈴木委員

何点か確認をさせていただきたいと思いますが、まず、汚泥の処理をするということで、その後においてはこの汚泥資源化施設を予定しているということでもあります。敷地内ではないかと思うのですが、この汚泥資源化施設の予定や考え方について聞いているのであれば確認をいたしたいと思います。

もう一点、汚泥につきましては脱水処理をして搬出するということだと思うのですが、一時的にこの場所に保管をするということにもなるかと思うのですが、その点について確認をいたします。

建築指導課長

まず、汚泥処理の今後の再資源化に向けた予定でございますけれども、資料でいきますと、8ページ目をご覧ください。8ページ目の赤で囲った対象施設の下のほうに汚泥資源化施設（予定）と書かせていただいております。こちらに将来的に汚泥を持ち込んで、矢印の点線の先でございますが、汚泥から肥料をつくりまして、周辺の観光農園等に持っていくという計画で伺っております。

計画の中身ですけれども、詳しくはまだ決定していないということでございますが、5年以内を目指してその肥料化に向けて研究を進めてまいりたいと伺っております。

それから、もう一点でございます。汚泥のストックに関してですが、肥料化が可能となるまでの間は再資源化ができませんので、汚泥につきましては脱水処理した後に場外搬出して処分という形になります。ごみとして燃やすということで伺っております。

奥村会長

そのほか、いかがでしょうか。姥浦委員どうぞ。

姥浦委員

1点お伺いしたいですけれども、敷地の位置が都市計画上、支障がないことということですので、ちょっとその枠を超える話かもしれませんが、お伺いしたいと思います。西側

に公園があると思うのですけれども、その公園との境目というか、その敷地の部分でどういう形になる予定なのかということなのですが、つまり通常の住宅地の中の公園ですとかかなり配慮が求められるでしょうし、一方でこちらはほとんど工業地帯の中の公園ですので配慮はほとんど要らないというふうにも考えられます。ただ、この場合は貞山運河の跡地としての公園だと思うので、通常の工業地帯の中の公園よりは一定度の配慮が求められると思うのですけれども、そのあたりについて、この次のステージの話なのかもしれませんが、お伺いできればと思います。

もう一つだけ申し上げますと、それはここで言うところの周辺環境への配慮という中において多分ここには含まれていない景観とかそういう部分に入るのかなと思いますが。

建築指導課長

資料3ページをご覧ください。敷地の計画地が赤色で示された部分、西側に緑色の緑地と歩行者専用通路というのがございます。公園に対する配慮で伺っていますのは、景観的にというよりも、距離的に離すということでご伺いしまして、公園の敷地境界と公園との間から敷地側に2メートルの緑地をとった上で、さらに構内道路をとって、それで施設をなるべく公園から離れた位置に設置するというご伺いしております。景観的な配慮については伺ってございません。

奥村会長

あと、いかがでしょう。齋藤委員どうぞ。

齋藤委員

確認したいのですけれども、8ページのリサイクルのイメージですが、ここだと施設はバイオマス発電施設ということなので、CO₂の排出は一切ないと理解してよろしいでしょうか。

建築指導課長

CO₂の排出はちょっと確認できておりませんが、採用する設備につきましては法に適用する設備を設けるということでご伺いしますので、環境への配慮はなされているものと考えてございます。

奥村会長

多田委員どうぞ。

多田委員

質問したいのですけれども、やはり臭いの対策はされていると思うのですが、やっぱり多少は臭いがあると思います。特に、こちらの地図において黄色で示されている商事系の会社については、人もいて働いていらっしゃるのかと思うのですが、これらを含めた北西部に当たる方々のご理解はもういただいているのかということ。また、実際似たような施設がほかの場所でも稼働していると思うのですが、実測データみたいなものも示していただいたほうが安心かなとは思いました。

建築指導課長

資料の3ページの計画敷地の北西部の黄色い商事系と書いてある施設かと思います。周辺への説明につきましては、もう説明済みと伺っていますが、特段、施設についての意見等は伺っていないと聞いております。

それと、臭いにつきましては、敷地の境界線におきまして基準値内にももちろんおさまっておりますが、それはシミュレーション上での話で、例えば風向きとか季節によってはにおいが予想よりも周辺にということもやはりあるということもございます。その辺につきましては施設稼働後も測定をしたり、あるいは第三者機関のチェックを入れたりしながら観測をしていくということで伺っていますので、臭いに対する対策も考えている施設ではないかと考えてございます。以上です。

奥村会長

庄司委員どうぞ。

庄司利信委員

仙台市の公有財産の有効活用について私は基本的には賛成でございますが、先ほど多田委員からも言われたように、環境面からの不安要素があるんじゃないかなと思います。私は素人ですけれども、そういう感じがしました。というのは、日和山周辺とか、あとちょっと離れていますけれども、農業センター周辺にある大沼とか赤沼とかも渡り鳥の飛来地でございますので、今回の施設ができることによって環境に影響が出るのではないかなとい

う感じがしたわけでございます。

令和2年4月1日に仙台市で地球温暖化対策等の推進に関する条例が施行されておりますが、事業者の環境基準の遵守は当然ですけれども、仙台市としても立入検査体制の充実を望むものでございます。

それから2つ目としては、被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内は洪水浸水想定区域に位置しまして、浸水被害があるおその区域ですけれども、地盤高をどの程度確保して浸水被害を防除できる計画にしたのか、その辺についてどう判断をされたのか教えていただきたいと思えます。

あと3つ目として、土地については仙台市の公有財産を事業者に貸与すると聞いておりますけれども、土地賃貸期間と平米当たりの賃貸料は幾らになるのか、それも分かれば教えていただきたいと思えます。以上です。

建築指導課長

まず、1つ目でございます。環境への影響ということで、かなり気を遣わなければいけない施設ではないかというお話でございます。先ほど言ったように、基準はもちろんシミュレーション上は基準を満たすというのは当たり前ということになるかと思えます。加えて、先ほども説明いたしましたように、施設運営後も臭いや騒音とか、そういったものについてはかなり気を遣って調べていくと伺っており、第三者機関による検査の受け入れ、それから自主的に定期的に検査や施設の敷地内の見回りもすると伺っております。仙台市に臭い等苦情がございました場合には、市の環境局としても立入検査を行うということも可能ですので、環境への配慮に対しては、作って終わりということではなくて、運営しながらもチェックしていくものと伺っておりますので、その辺の配慮はなされていると考えてございます。

それから、2つ目の洪水に対する地盤高でございますが、地盤につきましては現在の整備高が建築地盤になると伺っております。周辺にも同じような施設が建ってくると思われますので、特段低くしているとかそういうことではなくて、周りと合わせたような土地利用をしていると理解をしております。

それから、3つ目の賃借期間でございますけれども、契約期間としましては令和2年4月から契約ということで、22年間と伺っております。1平米当たりの単価は、約1,200円と伺っております。

以上でございます。

奥村会長

そのほか、ありますでしょうか。

鎌田委員

環境の関連の質問で、12ページに影響評価結果が示されておりますが、ここの計画のところと法及び市条例に基づく規制基準のところの数値にあまり余裕がない部分がございます、例えば騒音でいうところの夜間の状況は、基準が55 d Bに対して計画では54.8 d Bと、ほぼ一緒かなと。あと、下の大気の中のばいじんについては、基準値と計画値がほぼ一緒です。余裕がないように感じるのですが、これは何かしらのアクシデントですぐに基準を超えてしまうのではないかと懸念されますが、そのあたりについては何かお考えがあればお示しいただきたいと思います。

建築指導課長

資料の12ページでございます。今ご指摘のありましたばいじんですと、規制値に対して計画値が一緒の数値になっております。確認しましたところ、計画値でございますが、施設内の設備をフル稼働、全て目いっぱい動かした場合の数値ということでございまして、実際の運営といたしましてはフルに全部を使うということは想定しておりません。シミュレーションの数値としては全て稼働した場合という一番厳しい数値で算出していると同っております。あくまでシミュレーション上の数値であり、マックスで使うということは施設運営上ないと同っておりますので、実際の数値としてはここまではならないと考えているところでございます。

鎌田委員

今後の対応でよく見ていただきたいのですが、現状ではマックスで算出されたものだというのですが、ただ、こういうプラント系というのはスタートし、それから経年で施設を増やしていきたいという考えを示されることも懸念すべきと思いました。現時点で計画そのものが基準と同等という点はよくよく今後の中で見ていただいたほうが地域の方にとっても安心かなと思いましたので、一つ意見だけ言わせていただきます。

建築指導課長

わかりました。

奥村会長

そのほか、ありますでしょうか。

では、ほかにないようでしたら、ただいまご説明いただきました議案第1015号建築基準法第51条ただし書き許可につきましては、原案どおり承認をしてよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

奥村会長

それでは、承認することといたします。

本日の議案はこの1件のみとなります。

では、次第の4、その他に進みますが、事務局から報告事項があるということですので、よろしくをお願いします。

事務局

事務局からご報告がございます。市民委員の改選、及び次回の都市計画審議会の開催日の2点のご報告でございます。

まず初めに、市民委員の改選についてでございますが、本日まで出席いただいております齋藤敏明委員、庄司利信委員におかれましては、任期が本年7月31日までとなっております。これまで2年間貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

そこで、市民委員の改選の手續につきましては、先月11日まで公募を行い、現在選考中でございます。

齋藤委員、庄司委員につきましては、本審議会が任期中、最後の審議会となりますので、最後にご挨拶をお願いしたいと思います。

まず、齋藤委員、よろしく願いいたします。

齋藤委員

2年間、あっという間に過ぎてしまいましたけれども、奥村会長はじめ各委員の皆さんのご意見を拝聴いたしまして、いろいろと勉強させていただきました。まことにありがとうございました。また、事務局の職員の皆さんも案件ごとにしっかりと取り組まれていて、計画に沿ったまちづくりが着実に進められていると感じております。

新しい都市計画マスタープランにつきましても、仙台のよい点をさらに発展させて、ぜひとも世界から選ばれるというまちになってほしいなと思っております。

今日は任期の最後にWeb会議まで体験させていただきました、ありがとうございました

た。大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、引き続き、庄司委員、ご挨拶をお願いいたします。

庄司利信委員

恐縮でございます。時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

今年は先ほど奥村会長からもお話がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の発生の影響で将来が見通せない状況に突入し、2021年から2030年度までのマスタープランの構想が描きにくいと思います。しかし、人口が減少傾向に推移するとされており、健康で元気に暮らせて、仕事をし、楽しんで地域活動に参加し、幸せと言えるまちづくりの都市をつくるのが市民の願いと思っておりますので、関係者の皆様には引き続きご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

退任の挨拶にかえさせていただきますが、本当にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

次に、次回の都市計画審議会の開催日程についてご報告いたします。お手元に配付しております座席表の裏面をご覧ください。次回の都市計画審議会は令和2年8月下旬を予定しております。後日、別途書面にてお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からの報告事項は以上でございます。

奥村会長

ありがとうございました。

では、審議会の円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第205回仙台市都市計画審議会を閉会いたします。